

令和4年第3回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和4年9月16日（金）午前10時開議

日程第1 諸般の報告

- 日程第2 議案第46号 取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 取手市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 市道路線の認定について
- 議案第51号 市道路線の変更について
-

- 日程第3 議案第53号 令和4年度取手市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第54号 令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第55号 令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-

- 日程第4 認定第1号 令和3年度取手市一般会計決算の認定について
- 認定第2号 令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第3号 令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 認定第4号 令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第5号 令和3年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第6号 令和3年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
- 認定第7号 令和3年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について
-

- 日程第5 請願第31号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 請願第32号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書
-

- 日程第6 請願第33号 旧統一教（協）会汚染調査に関わる請願
-

- 日程第7 意見書案第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について
-

日程第 8	意 見 書 案	消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書について
	第 3 号	
日程第 9	意 見 書 案	300 万円以下の副業を雑所得とする所得税基本通達改正案
	第 4 号	の撤回を求める意見書について
日程第 10	意 見 書 案	「国葬」の中止を求める意見書について
	第 5 号	
日程第 11	議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会 の中間報告の件	

議案第58号の先議に伴う、議案第53号・議案第58号の補正前額及び補正後額の整理

補正前・補正後額の関係性説明図

議案第53号
一般会計
補正予算
第8号
(通常分)

上程時点

補正前額及び補正後額の整理後

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,050,198	△ 16,152	2,034,046
	2 基金繰入金	2,043,019	△ 105,158	1,937,861
歳入合計		41,800,779	1,578,882	43,379,661

補正前の額	補正額	計
2,052,788	△ 16,152	2,036,636
2,045,609	△ 105,158	1,940,451
41,803,369	1,578,882	43,382,251

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		15,704,621	363,064	16,067,685
	1 社会福祉費	7,334,564	35,932	7,370,496
歳出合計		41,800,779	1,578,882	43,379,661

補正前の額	補正額	計
15,707,211	363,064	16,070,275
7,337,154	35,932	7,373,086
41,803,369	1,578,882	43,382,251

議案第58号
一般会計
補正予算
第9号
(先議分)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,034,046	2,590	2,036,636
	2 基金繰入金	1,937,861	2,590	1,940,451
歳入合計		43,379,661	2,590	43,382,251

補正前の額	補正額	計
2,050,198	2,590	2,052,788
2,043,019	2,590	2,045,609
41,800,779	2,590	41,803,369

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		16,067,685	2,590	16,070,275
	1 社会福祉費	7,370,496	2,590	7,373,086
歳出合計		43,379,661	2,590	43,382,251

補正前の額	補正額	計
15,704,621	2,590	15,707,211
7,334,564	2,590	7,337,154
41,800,779	2,590	41,803,369

議案第58号の先議に伴う、議案第53号・議案第58号の補正前額及び補正後額の整理

補正前・補正後額の関係性説明図

議案第53号
一般会計
補正予算
第8号
(通常分)

上程時点

歳入		補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,050,198	△ 16,152	2,034,046
	2 基金繰入金	2,043,019	△ 105,158	1,937,861
歳入合計		41,800,779	1,578,882	43,379,661

歳出		補正前の額	補正額	計
3 民生費		15,704,621	363,064	16,067,685
	1 社会福祉費	7,334,564	35,932	7,370,496
歳出合計		41,800,779	1,578,882	43,379,661

① 議案第58号の補正前額が、議決後の議案第53号の補正前額になります

議案第58号
一般会計
補正予算
第9号
(先議分)

歳入		補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,034,046	2,590	2,036,636
	2 基金繰入金	1,937,861	2,590	1,940,451
歳入合計		43,379,661	2,590	43,382,251

歳出		補正前の額	補正額	計
3 民生費		16,067,685	2,590	16,070,275
	1 社会福祉費	7,370,496	2,590	7,373,086
歳出合計		43,379,661	2,590	43,382,251

補正前額及び補正後額の整理後

補正前の額	補正額	計
2,052,788	△ 16,152	2,036,636
2,045,609	△ 105,158	1,940,451
41,803,369	1,578,882	43,382,251

補正前の額	補正額	計
15,707,211	363,064	16,070,275
7,337,154	35,932	7,373,086
41,803,369	1,578,882	43,382,251

② 議案第58号の補正後の予算額が、議案第53号の補正前額になります

補正前の額	補正額	計
2,050,198	2,590	2,052,788
2,043,019	2,590	2,045,609
41,800,779	2,590	41,803,369

補正前の額	補正額	計
15,704,621	2,590	15,707,211
7,334,564	2,590	7,337,154
41,800,779	2,590	41,803,369

③ 最終的には、補正後の予算額は同じになります(歳入も同様)

議案第53号

令和4年度取手市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度取手市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,578,882千円を追加し、歳入歳出予算の総額を
43,382,251千円

歳入歳出それぞれ~~43,379,661千円~~とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

議案第58号 議決後

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地 方 特 例 交 付 金		100,000	2,046	102,046
	1 地 方 特 例 交 付 金	100,000	2,046	102,046
11 地 方 交 付 税		8,020,000	374,366	8,394,366
	1 地 方 交 付 税	8,020,000	374,366	8,394,366
13 分 担 金 及 び 負 担 金		146,425	4,979	151,404
	1 負 担 金	146,425	4,979	151,404
14 使 用 料 及 び 手 数 料		297,769	276	298,045
	1 使 用 料	203,882	276	204,158
15 国 庫 支 出 金		7,093,931	264,160	7,358,091
	1 国 庫 負 担 金	5,491,678	86,478	5,578,156
	2 国 庫 補 助 金	1,526,553	177,682	1,704,235
16 県 支 出 金		2,577,770	139,876	2,717,646
	1 県 負 担 金	1,795,697	9,119	1,804,816
	2 県 補 助 金	560,366	130,757	691,123
17 財 産 収 入		54,257	131,116	185,373
	2 財 産 売 払 収 入	3,002	131,116	134,118
18 寄 附 金		1,000,182	2,584	1,002,766
	1 寄 附 金	1,000,182	2,584	1,002,766
19 繰 入 金		2,052,788	△16,152	2,036,636
		2,050,198		2,034,046
	1 特 別 会 計 繰 入 金	7,179	89,006	96,185
		2,045,609	△105,158	1,940,451
		2,043,019		1,937,861
20 繰 越 金		500,000	936,767	1,436,767

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	500,000	936,767	1,436,767
21 諸収入		1,583,504	32,233	1,615,737
	3 貸付金元利収入	55,571	420	55,991
	6 雑収入	1,415,649	31,813	1,447,462
22 市債		2,039,600	△293,369	1,746,231
	1 市債	2,039,600	△293,369	1,746,231
歳入合計		41,803,369	1,578,882	43,382,251
		41,800,779		43,379,661

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,406,773	991,327	7,398,100
	1 総務管理費	5,555,917	967,842	6,523,759
	3 戸籍住民基本台帳費	247,752	23,485	271,237
3 民生費		15,707,211 15,704,621	363,064	16,070,275 16,067,685
	1 社会福祉費	7,337,154 7,334,564	35,932	7,373,086 7,370,496
	2 児童福祉費	6,138,531	327,132	6,465,663
	3 生活保護費	2,231,253		2,231,253
4 衛生費		2,580,292	12,887	2,593,179
	1 保健衛生費	1,968,713	12,887	1,981,600
5 農林水産業費		269,559	63,877	333,436
	1 農業費	269,559	63,877	333,436
6 商工費		1,518,038	39,515	1,557,553
	1 商工費	1,518,038	39,515	1,557,553
7 土木費		4,895,095	77,914	4,973,009
	1 土木管理費	134,093	3,025	137,118
	2 道路橋りょう費	1,006,006	69,689	1,075,695
	3 都市計画費	3,683,812	△2,300	3,681,512
	4 住宅費	71,184	7,500	78,684
8 消防費		1,875,825	886	1,876,711
	1 消防費	1,875,825	886	1,876,711
9 教育費		3,909,884	28,888	3,938,772
	2 小学校費	906,307	1,928	908,235

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中 学 校 費	478,217	1,057	479,274
	5 社 会 教 育 費	1,064,448	21,151	1,085,599
	6 保 健 体 育 費	540,897	4,752	545,649
11 公 債 費		4,327,190	524	4,327,714
	1 公 債 費	4,327,190	524	4,327,714
歳 出 合 計		41,803,369 41,800,779	1,578,882	43,382,251 43,379,661

議案第58号

令和4年度取手市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度取手市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,590千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
41,803,369千円

それぞれ43,382,251千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表
歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,050,198 2,034,046	2,590	2,052,788 2,036,636
	2 基金繰入金	2,043,019 1,937,861	2,590	2,045,609 1,940,451
歳入合計		41,800,779 43,379,661	2,590	41,803,369 43,382,251

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		15,704,621 16,067,685	2,590	15,707,211 16,070,275
	1 社会福祉費	7,334,564 7,370,496	2,590	7,337,154 7,373,086
歳出合計		41,800,779 43,379,661	2,590	41,803,369 43,382,251

令和4年9月7日

取手市議会議長
金澤克仁殿

総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第46号	取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第53号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第8号） （所管事項）	原案可決
認定第7号	令和3年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について	認定

令和4年9月8日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 関川 翔

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第53号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第8号） （所管事項）	原案可決
議案第55号	令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）	原案可決
議案第56号	令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）	原案可決
議案第57号	令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
認定第3号	令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定 について	認定
認定第4号	令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定 について	認定
認定第5号	令和3年度取手市介護保険特別会計決算の認定につい て	認定

令和4年9月9日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

建設経済常任委員会
委員長 染谷和博

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第47号	取手市営住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第48号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第49号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第50号	市道路線の認定について	原案可決
議案第51号	市道路線の変更について	原案可決
議案第53号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第8号） （所管事項）	原案可決
議案第54号	令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
認定第2号	令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について	認定
認定第6号	令和3年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について	認定

令和4年9月14日

取手市議会議長
金澤克仁殿

一般会計決算・予算審査特別委員会
委員長 齋藤久代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
認定第1号	令和3年度取手市一般会計決算の認定について	認定

令和4年9月15日

取手市議会議長
金澤克仁殿

議会運営委員会
委員長 佐藤隆治

請願審査報告書

本委員会は、令和4年9月6日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第33号	旧統一教（協）会汚染調査に関わる請願	不採択	

令和4年9月7日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

請願審査報告書

本委員会は、令和4年9月1日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第31号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採 択	関係機関に意見書を提出
請願第32号	消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書	採 択	関係機関に意見書を提出

意見書案第2号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和 4年 9月16日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生しています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 4年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

意見書案第3号

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 4年 9月16日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 須田光雄

〃 〃 根岸裕美子

〃 〃 関戸 勇

〃 〃 結城 繁

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

国は2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）を実施するとして、事業者登録を進めているところです。これまで消費税制度は小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下では、納税義務を免除してきました。インボイス（適格請求書）制度は、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書のことです。

インボイスを発行するためには、いかに営業収入が少なくても、課税業者となり、消費税納税の義務が発生します。課税業者にならなければ、取引から除外される可能性もあります。個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担増が強いられます。また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度です。

このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっています。多くの中小零細業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかる状況ではありません。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながります。

現在の困難を克服し地域経済を活性化させる上で、地域に根ざす中小零細事業者の存在は不可欠です。これら業者に多大な負担を強いるインボイス制度は中止すべきです。以上の趣旨から、下記事項を求めます。

記

- 1 消費税インボイス制度の実施を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 4年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣

意見書案第4号

300万円以下の副業を雑所得とする所得税基本通達改正案の撤回を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年9月16日

取手市議会議長

金澤克仁殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 細谷典男

〃 〃 関戸 勇

300万円以下の副業を雑所得とする所得税基本通達改正案の撤回を求める意見書（案）

国税庁から令和4年分の確定申告に関して、300万円以下の副業を雑所得として取り扱うこととする所得税基本通達の改正案が示されました。この改正案が正式に施行されれば、300万円以下の副業は雑所得として取り扱われ、青色申告ができなくなり、青色申告控除や本業の所得との損益通算による節税も不可能となります。

日本の平均給与所得は約430万円であり、特に女性の全世代の平均所得は約290万円台であるにもかかわらず【300万円以下は雑所得】とする根拠が理解できません。

この制度改正は、政府の働き方改革の方針である会社以外の時間の過ごし方や、キャリア形成を目指す労働者の支援に逆行する制度と言わざるを得ません。この制度は物価高騰の中、生活費や学費の捻出に副業を取り入れている家庭や、コロナ禍からの復帰を目指す個人事業者に大きな影響を与えるものです。

なおかつ令和4年分からと、経過措置もない等、コロナ給付金の回収作業とも思える酷い内容です。断じて賛成できるものではありません。また、通達の改正という方法で、国会の議論の場で審議されないような手法にも不信感を募らせるばかりです。

今後の多様な働き方改革の推進、コロナ禍からの復帰を後押しするために300万円以下を雑所得とする所得税基本通達の改正案を撤回することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 4年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣 厚生労働大臣

意見書案第5号

「国葬」の中止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 4年 9月16日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 根岸裕美子

〃 〃 遠山智恵子

「国葬」の中止を求める意見書（案）

取手市議会は、安倍晋三元首相が無法な銃撃で殺害されたことに対して、深い哀悼の意を表するとともに、暴挙に対して厳しく糾弾します。

政府は、安倍元首相の国葬を9月27日に日本武道館で行うことを閣議決定しました。

しかし、国葬の要件を定めた法規がないもとの、9月8日に、衆参両院の議院運営委員会において説明したとしていますが、十分なものとは言えず、審議も不十分なまま、約16億6千万円の国費を投じて実施しようとしています。

このことは、法治主義にも財政民主主義の原則にも違反するものです。

国民の中でも評価が大きく分かれる安倍元首相を礼賛する立場で国葬を実施することは、政治的立場・姿勢を、国家として全面的に公認・賛美することになります。

また、こうした形で国葬を行うことが、安倍元首相に対する弔意を個々の国民に対して事実上強制することにつながるものが強く懸念されます。

以上の理由により、取手市議会は、下記の事項を求めます。

記

- 1 安倍晋三元首相の「国葬」を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 4年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

令和4年9月15日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

議会運営委員会

委員長 佐藤隆治

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和3年第2回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
令和4年第1回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年3月22日、6月2日、8月26日
- 3 意見 別紙のとおり

【議会運営委員会】令和3年11月13日 市民との意見交換会（要望・意見）

項目	要望・意見	現状（回答）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・議場のバリアフリーが進むとよい。 ・「デモテック」や「オンライン議会の先駆け」など、取手市議会の議会改革の取組は市の魅力を増幅していると感じる。上手に使うとよいのでは。 	<p>傍聴席のバリアフリー化は、2018（平成30）年に設置されていた「女性議員による議会改革特別委員会」の調査結果を踏まえ、議会では、既存の議会棟建物構造の関係から傍聴席のバリアフリー化は大規模なものとなり、長期的課題として調査・協議を継続しています。議会としては、できることから改善に努め、一例として議場内カメラ入れ替えにより、インターネット配信画質・画角の向上、360度カメラを使った傍聴の補完などを進めております。また、議会改革の取組については、各種機会を捉えて発信を行ってまいります。</p>
2	<p>市民との意見交換会をやっていることをもっとPRしたほうがいい。</p>	<p>これまで以上のPR策がないか、ワーキングチームはもとより、議会全体で意見交換会の周知を図ってまいります。</p>
3	<p>今回の意見交換会、シルバーばかりだが、若者の参加が必要。</p>	<p>取り上げるテーマによっても関心の度合いが異なることと思いますが、幅広い年齢の方に関心を持ってもらえるよう、テーマの選定やPRの仕方を検討していきます。</p>

【議会運営委員会】 令和4年5月14日 市民との意見交換会（要望・意見）

項目	要望・意見	回答
1	マニフェスト大賞の成果が、市民にとってどのようなメリットがあるのかを明確に示してほしい。自己満足では困る。	市民の皆様のご支援のもと、議会改革度調査ランキングにおいて2年連続1位を受賞いたしました。マニフェスト大賞における各受賞は評価は前年に取り組んだ事業が他の議会の先進事例として評価され受賞するものです。また、議会改革度調査ランキングは、前年1年間の議会活動の取組を数値化して評価されるものです。議会改革度ランキング1位の評価により、市のシティプロモーションとなり、取手市の好感度・知名度の向上に一定の効果があると感じております。今後は、市民満足度1位を獲得できるよう、議員個々の能力向上や議会の政策提言・政策実行能力を高めてまいります。
2	オンラインの取り組みを評価している。であるならば、欠席はないように。	取手市議会では、委員会でのオンライン出席を認めていますが、やむを得ない理由で出席できず委員長が特に必要とする場合には、欠席を認められております。
3	市の様々な計画を進める際には、オンラインを活用し、市民の声を広く吸い上げれば、一層「開かれた議会」が進展する。	今回の令和4年代1回「市民との意見交換会」でもオンラインを活用し、市民の皆様からのご意見をいただきました。また、総務文教常任委員会では市内小中学校PTA会長との意見交換会をオンラインを活用し、開催しました。今後も、より多くの声をオンラインも活用し、吸い上げ「開かれた議会」をめざしてまいります。
4	自主防災会の人材育成を議会でも取り上げてほしい。	自主防災組織等の立ち上げ方、活動の活性化などの指導に関するアドバイザーの派遣や、自主防災組織が行う講習や訓練への自主防災組織リーダー育成指導員の派遣などを委員会活動を通して検討していきます。
5	防災士の資格を持っている議員も多いので、情報を発信してほしい。	防災士の資格を持っている議員には、本人の承諾を得て、市議会の議員名簿に記載できるかなど、情報発信の方法を検討していきます。

6	議会が行政のチェック機能を果たしていない。	平成24年1月1日から施行された取手市議会基本条例で、「取手市議会は、日本国憲法がうたう地方自治の下、市民から負託を受けた市長とともに、二元代表制の一翼として、市民の意思を把握し、実現化するために責任ある役割を担っている」とあるように、行政のチェック機能が求められている。この立場をあいまいにしてはならない。 再度議会基本条例の遂行のため、議員としての研鑽を日々努力してまいります。
7	市議選に投票していない。選挙を諦めてしまう。市議会の魅力創出を求める。	選挙の投票率低下は全国的な課題です。政治的無関心改善に向けて市内中学校との協働事業等実施等により、主権者教育の一旦を担う事業を実施しております。引き続き議会・議員として幅広い世代に魅力を感じてもらえるよう研究・努力してまいります。

令和4年9月15日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

総務文教常任委員会

委員長 岩澤 信

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和4年第1回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年6月14日、8月22日、9月7日
- 3 意 見 別紙のとおり

【総務文教常任委員会】令和4年5月14日 市民との意見交換会（要望・意見）

項目	要望・意見	現状の調査結果
1	守谷市には、まちづくり協議会がある。市政協力員として市からの要請を話し合える、また地域の受け皿として機能できる協議会の設置を。	まちづくり協議会については、名称は異なるが地域支え合いづくり推進協議会が立ち上がっています。中身については守谷市と同様のものであり、高齢福祉課主導で市民協働課も参加しています。
2	災害情報の発信や避難所の運営に関して、運用指針などを示してほしい。	気象庁が発表する情報により市が発令を出していくこととなります。また、避難所運営マニュアルに沿って対応することになっています。
3	防災計画の中で、浸水時の避難については垂直避難を確立してほしい。（藤代地域）	例えば、既に災害が発生し指定避難所まで行くことが不可能なとき、命を守る行動として、垂直避難は警戒レベルが低い段階から推奨するのではなく、早い段階から逃げることができずに指定避難所までたどり着くことができないような状況になった場合の方法だと考えます。
4	防災グッズ（備蓄品）を個人又は避難場所（学校等）に置いたほうがよい。	3日分程度の備蓄品については、自助の観点から自分で準備しておくことが基本となります。また、学校等での備蓄品設置に関しては、管理の点で現状は難しいです。市が管理している備蓄倉庫から物資輸送班が随時、避難所へ配送することになります。
5	防災士を持っている方の活用が必要	市の防災士補助金を使って資格取得した防災士は約50名把握している中で、実際に避難所開設の際にはリーダー的役割を担ってもらうよう令和3年6月に「防災・減災活動ご協力について」ということを文書でお願いしています。
6	水害時の避難場所が寺原小学校になっているが、旧高須小の体育館にならないか。藤代地域の人が寺原小学校に行くには遠すぎる。	水害時の避難場所は、基本は高台となり、遠いという話ではなく命を守るため安全な場所へ避難していただきたいと考えます。
7	生涯学習課主催で「コミュニティ防災を目指そう！」というワークショップなどをやっているのので、そのフィードバックが地区で生かされるようになってほしい。	まさに、市民大学で地区タイムラインを作成し、完成したものを各地区の自主防災会会長主導により地域におろしていただき周知していく必要があります。

8	自治会への加入を進めていくのは自治会だけでは困難。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内転入時に自治会加入の案内チラシを配布しています。 ・市ホームページ「自治会・町内会に加入しましょう」に掲載しています。 ・取手市市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」で活動のPRなど支援しています。
9	個人情報保護法の壁があり、市政協力員として、思うような活動ができない。	防災活動、避難行動要支援者台帳の作成に当たり、地元の民生委員と連携して進めていただき、問題があれば社会福祉課に相談いただきたいと思います。
10	旧藤代町時代の区長制度から、合併後に市政協力員制度に移行したが、制度に無理がある。市政協力員の人数が少ない。市からの要請を受けて話し合える場の充実を。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内行政区ごとに世帯数と協力員のなり手の状況に鑑み、現在82名を委嘱。市内全域をカバーしています。 ・世帯数増加による人員不足の際は、地元役員と相談の上、担当課へ要望をいただきたいと思います。
11	町内会などの会計を引き受けてもらうために、マニュアル化して継続が可能になる様に工夫してはどうか。	同上
12	市長への手紙内容の公開を。	市ホームページに3か月ごとに公開済みです。 手紙を頂いた方から内容・回答の公開の承諾を得た上で掲載しています。 令和3年度の実績は143件です。
13	デジタル化推進に取り組んでほしい。(コロナで日本のデジタル化の遅れが明確になった。コロナ対応、マイナンバーカードの推進、ハンコ文化などを例として。行政・議会・市民、全体での話合いが進んでいない。)市民も巻き込んで進めてほしい。国民は不安を感じている。	国の「自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画」における自治体に取り組むべき事項・内容を踏まえ、取手市もデジタル化推進に取り組んでまいります。
14	<p>国がデジタル活用推進しているので、市でも積極的に取り組むよう議会からも要請してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向けに講習開催の取り組みを。 ・公共施設にWi-Fi整備を。各民間施設等への補助金制度創設で支援を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以前にもスマホ教室を民間企業と連携をして行っておりましたが、今後もこのような連携事業を含め実施を考えております。 ・Wi-Fiに関しては令和4年度に公民館6か所への設置を進めており、また、ウェルネスプラザでは使用環境の改善を実施いたします。 ・民間施設への補助は今のところ考えておりません。

15	市役所内に、この番号に電話すれば、大体の情報がいつでも聞けるようなサービスを。	現在、市民協働課の市民相談係が担当しています。
16	市政協力員として、地域の要望で市役所へ相談に行ったが、たらい回しにされた。各課の縦割り、横の連携が取れていない。	市政協力員にはガイドブックを配布しています。分からないところがある場合でも、市民協働課の市民相談係にて対応させていただいております。
17	市内に高校がたくさんあるので利用してみてもどうか。高校生の活躍の場として、音楽祭等発表の場を増やしてほしい。市職員も市民と同じ気持ちになって取り組んでほしい。	現状、市内全7高等学校による「とりでスクール・アートフェスティバル」を行っており、これからも継続して取り組んでいく予定です。
18	市民満足度の向上は、どのように達成するか。	取手市総合計画に基づき計画を進めながら市民アンケートなどを取り、反映させ向上に努めていきます。
19	とても素敵な公園がいくつもあるが、公園のPRが足りない。公園に特化した地図が欲しい。その他、壁画に特化した地図があってもいい。	PRについては、「とりでアートマップ」やPR冊子等、年1回更新しており、今後も継続して行っています。
20	教育（学校）もコロナで制約されている。暗い。取手市はどう考えているのか。	現在、第7波がどこまで影響するか、心配な状況です。
21	藤代武道場の窓口業務が臨時職員対応なので、全日開館してほしい。	月曜休館。火～日9:00～21:00開館。シルバー人材センターに委託して1日を3交代で勤務しています。スポーツ振興課職員も月曜休みの火～日出勤で対応しています。
22	〇〇小学校の給食の食べ残しが毎日20キロ以上ある。市に提出することになっているので提出しているが、見るだけなので改善する対応をしてほしい。授業を通して教育してほしい。	学校の規模によっては一日当たり20キロ以上の残食があるのは事実ですが、令和3年実績からすると児童生徒1人当たりの1か月の残食は700グラム程度。メニューを工夫したり、保護者向けの「食育だより」等で啓発を図っています。残食の堆肥化なども食育として実践していますが、目に見える効果にはなりにくいと考えています。

23	<p>子育て中の親の支援をしてほしい。悩んでいる親がいっぱいいる。ご自分の経験を吐露されながら、学校の先生や教育委員会には相談しにくい（敷居が高い）ので、サポートできるような場所を空き家を活用して作ってほしい。親学を学ぶ場所。</p>	<p>敷居が高いというお声は確かに聞いています。今夏、初の試みとして教育総合支援センターの見学日を4日間設けて門戸を開く予定です（8/22、23、25、26）。また、紙面での案内も工夫をしています。今後は、メール配信を活用し、多角的に情報発信していきます。</p>
24	<p>小中学校から社会教育の充実を。議会と取手二中学生とのコラボ事業を受けた卒業生が、市内の子ども食堂などでボランティアとして活躍しているので、フォロー・応援を。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 社会教育の成果なのかは不明ですが、藤代南中の卒業生が、高校のボランティア部の活動として、学習支援を企画運営すると聞いています。 • トリサタの、高校生の学習支援希望者は令和3年度は200名いましたが、本来の目的でない参加も見受けられました。 • コラボ事業は、学校側の負担をどう軽減できるかが課題と考えています。
25	<p>市から部活動支援員、学校運営協議会設置に向け、協力依頼などの指示はあるが、市としての具体的な方針が見えない。目指すところが捉えずらく、説明を聞いてもピンと来ないので、協力したくても難しい。市からの連携協力に関する協議の場が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 部活動支援員：12 枠中 10 枠決定。 国県は、令和7年度末までに部活動を地域移行する方針です。過渡期として来年度も12枠を要望する予定です。募集説明については、もっと丁寧に進めるべきでした。 • 学校運営協議会：山王小での実践と、マイスターを交えて研修を5、6回企画予定です。地域の実情に合わせて進めています。

令和4年9月15日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 関川 翔

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和4年第1回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年6月15日、9月8日
- 3 意見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】 令和4年第1回市民との意見交換会（要望・意見）

	要望・意見	回答
1	コロナ禍で外出等いろいろな行動が制限されており、出たくても出られないので、市で外出の目安を指導してほしい。	現在、国における行動制限が示されていないことから、取手市におきましても、特に行動制限の必要性について周知しておりません。コロナ感染対策でマスクの着用はもちろん、密を避け、こまめな手洗いや換気など、いま一度基本的な感染症対策の徹底をしたうえで、ご自身で判断をしながら行動していただければと思います。
2	出産費用が数十万円かかる。国の制度である入院助産制度の周知を。	現在、出産にかかる費用は、各健康保険組合から原則42万円が出産育児一時金として支給されています。安全な出産のために必要な妊婦健診については、14回分総額10万2,150円分の公費負担を行っています。児童福祉法に定められた「助産施設」は「保健上必要があっても経済的な理由で入院助産が受けられない妊産婦」が利用する施設です。茨城県の助産施設は、県立中央病院（笠間市）と東京医科大学茨城医療センター（阿見町）の2か所のみと取手市からは距離があることから、出産時の移動距離、健診時の交通費などを考慮し、各々の状況に合わせて情報提供するよう心がけています。 なお、県に問い合わせたところ、県内で助産施設を利用した方は、無保険者やオーバーステイ者であるということが分かりました。 議会としましては、妊娠中の方々の状況をしっかり聞き取りながら、助産施設その他の支援方法など適切な支援を進めるよう担当部課に求めてまいります。

3	<p>オープンハウスをやった経験から、子育てや介護で気軽に話ができる場づくりが必要ではないか。また、お母さんの子育て相談支援のために、お母さんたちの交流の場をもっと増やすべきではないか。</p>	<p>介護で気軽に話ができる場としては、社会福祉協議会で行っている家族会が一つの拠り所になっており、地域包括支援センターで行っているオレンジカフェは認知症の方及びその御家族対象に取り組まれています。</p> <p>子育て面として、市では“とりで子育てガイドブック”を情報提供の一つとして作成し、市内4か所の“子育て支援センター”が相談支援や交流の場として位置付けられています。また、家庭児童相談室も利用されています。しかし、全国では「子育て等に一人で悩むお母さんをなくそう」と様々な取組が行われており、取手市内ではまだまだ不十分と市議会としても受け止めており、引き続き市議会としても取り上げ要望していきます。</p>
4	<p>小麦や原油だけでなくLPGも高騰しており、それに伴い物価も上がり、電気代も上昇している。そのような中、年金受給額が下がっている状況である。夏に向けてエアコンを存分に使えなくては、高齢者は熱中症になりかねない。年金受給額を上げられないか。</p>	<p>物価高騰の中、今年6月からの年金引下げは、年金受給者にとっては厳しい状況と受け止めている。年金引上げを国に求めています。</p> <p>また、気候変動の影響で年々酷暑となり、高齢者の健康管理が強く求められています。中でもエアコンを電気料の心配なく利用できる支援策は不可欠であり、国・県さらに取手市にも求めています。</p>
5	<p>年金生活者にとって、諸物価値上げの中で年金を減額されることは深刻な問題。これから猛暑日に電気代の節約でエアコンをつけない高齢者を心配している。せめて、市で給付金支給とか何らかの支援を行うよう議会から求めてほしい。</p>	<p>4番と同様</p>

6	社協の「移送タクシー」は、藤代地域と取手地域とでは予約期間に差がある。この差は何なのか。	<p>旧取手地域を担当している社協では3日前までに予約（平日のみ・土日挟む場合は5日前）。ボランティアのドライバーで運営。ドライバーさんの組み合わせに要する時間と安定した運営のために3日前までとしています。</p> <p>藤代地域は「なごみの郷」が運営。2日前までに予約。</p> <p>「差」については予約期間も含め、それぞれの団体に自主的に規定しているためです。社協も団体の一つです。</p>
7	介護認定率を下げる取り組みとして、広島市のような「ポイント制度」の充実。	<p>市では平成25年4月1日より「介護支援ボランティア制度」を社協に委託して実施しています。市内の介護保険施設でのボランティア活動についてポイントが付加されます。1時間1ポイント。年間50ポイントを上限に100を乗じた金額（5000円上限）を交付しています。令和4年度は年度当初に254人の高齢者がボランティア登録されています。</p> <p>広島市はポイント付加対象活動が、①健康づくり、②特定健診の受診、③地域ボランティア活動、④ボランティア活動のうち広島市が指定するもの（7項目に分類）、交付金の上限は10,000円。以上、主な違いについて記載しました。対象高齢者については両市とも65歳以上です。</p> <p>また、ポイント制度といえば、取手市は茨城県の「いばらきヘルスケアポイント事業」（県民の健康寿命日本一を目指す）とも連携しています。これは、運動や食生活、コミュニケーションや健康等、4つの活動区分に応じてポイントを獲得、獲得したポイント数によって景品に応募できるものです。</p> <p>取手市が今ある制度を拡充し、広島市のようにするためには、まず取手市の実態と広島市を比較し、効果などを研究してみるべきと考えます。</p>

8	<p>介護保険が変わってきているが、問題は無いのか。神奈川県は、昼夜、訪問体制ができているところもある。取手市もそうになってほしい。</p>	<p>介護保険制度については、国が定める「介護保険法」などの法令により運営される全国一律の制度です。平成12年の制度開始以来、20年以上にわたり、その内容は改正されてきたところです。高齢者の増加、また、家族の在り方の変化により、「介護」の在り方も変わってきております。</p> <p>『昼夜、訪問体制ができているところもある』との御意見がありました。令和4年7月現在、取手市内では22の事業所が訪問介護サービスを提供して、介護・支援が必要な高齢者の生活を支えています。また、取手市緊急通報システム事業を実施することにより、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に対処するとともに、ひとり暮らし高齢者等の不安を軽減しております。</p> <p>現在、市内で、夜間対応型訪問介護や、24時間対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを提供する事業所はありません。介護保険事業所の整備については、市の介護保険事業計画に即し行っておりますので、今後も、各サービスの必要性を見極め、適切な種類、量の整備を行ってまいります。</p> <p>議会としても適宜必要に応じて提言等を行ってまいりたいと考えています。</p>
---	--	---

9	老人がいっぱい。コロナで不安・不満がいっぱい。取手市はどう考えているのか。	<p>令和4年4月現在、取手市民約10万6,000人のうち、「後期高齢者」とされる75歳以上の方は約1万9,500人で、全体に占める割合は18.4%です。日本全体をみますと、1億2,500万人の総人口のうち75歳以上が1,880万人と、国民全体のうち後期高齢者は15.0%という統計（令和3年9月）が出ています。この事実を受け止め、令和2年3月、取手市は令和2年度からの4年間の行政運営指針となる基本計画「とりで未来創造プラン2020」を策定しました。プランの中で、まちづくりの基本的方針6項目の中に「健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり」と「豊かなところと個性を育むまちづくり」を掲げました。高齢であっても、健康で生きがいのある豊かな人生を送れるよう、健康づくりを推進するとともに安心して暮らすことができる福祉サービスの充実を図っています。また、子育て支援と少子化対策の推進を行い、若年層の定住化促進を進めています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、2020年1月の世界的大流行以降、市内においても感染者が確認されました。市としては、3度のワクチン接種や市公共施設の利用の一部制限など、感染の状況を踏まえ、拡大防止に努めてまいりました。市民の皆様は感染予防のご協力とともに、活動自粛・三密回避についても、通常と比べ制約がある生活を送られてきました。</p> <p>令和4年6月現在、国も屋内外様々な生活シーンでのマスク着用について新たな考え方を示すなど、「ウィズコロナ」での新しい生活様式が掲げられています。市としても4回目のワクチン接種をはじめ、感染予防・感染対策に取り組みながら、停滞していた活動等についても、徐々に再開しながら、市民の皆様の日常生活の回復を図っております。</p> <p>今後についても、感染拡大の状況を注視しながら必要な対策を検討し、市民の皆様の日常生活の維持、回復に努めてまいります。</p>
---	---------------------------------------	---

10	<p>かたらいの郷の「大利根の湯」が17時まで利用できるはずなのに、16時半には利用中止にしている。利用者は怒っている。誰かが高齢福祉課に連絡したら「掃除の時間を含めて契約している」とのこと。民間委託している市の施設で、このような例はない。議会として、各施設の契約内容を確認し、改善を求めている。</p>	<p>かたらいの郷については、その設置及び管理に関する市の条例において、2階施設の利用時間を17時まで（7～9月は19時まで）と定めております。退館いただく施設全体の利用終了時間が17時であるため、2か所ある浴場については、16時30分には浴場の利用を終了し、17時の退館へのご準備をいただくよう案内（お声かけ）をしております。他の自治体の入浴施設をみましても、利用終了（退館）時間にさきがけ、浴場使用終了の時間を別に定めるのが一般的な運営と捉えております。なお、浴場終了後、17時まで大広間などの施設をご利用いただくことは可能です。また、浴場の清掃などについては、ご利用者の浴場使用終了を確認した後に行っております。</p> <p>17時までの浴場の利用、その後の清掃となると、指定管理者との契約内容の見直しと新たな予算化が必要になってきます。</p>
11	<p>高齢者施設が多いが、若い人とつながるような取り組みを。高齢者と若い人を繋げる、コミュニケーションをつくるような施策を。</p>	<p>ここ数年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、取手市主催また市内各地域で例年行われてきた行事やイベントが、開催見合わせや縮小せざるを得ない状況が続いておりました。社会活動の停滞は市民の皆様の相互交流の機会の減少に繋がったと捉えております。</p> <p>令和4年現在、これらの行事・イベントは、感染拡大の状況を見ながら、その開催方法などを工夫し、徐々に再開のきざしが見えつつあります。</p> <p>少子化が進む中、ますます老若男女が集うコミュニティ作りが重要になっていきます。行事・イベント参加を通じた交流、また自治会をはじめ地域内での繋がりによる交流を促進する施策を今後も検討していただくように提言してまいります。</p>

令和4年9月15日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

建設経済常任委員会

委員長 染谷和博

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和4年第1回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年6月16日、9月9日
- 3 意見 別紙のとおり

【建設経済常任委員会】令和4年5月14日 市民との意見交換会（要望・意見）

項目	要望・意見	現状（回答）
1, 5, 6	<p>(1) 高須地区において、高齢者、年金生活者、免許返納者が増えている中、買い物や病院へ行くための公共交通手段がない。タクシーでは費用がかかりすぎて常時使えない。以前のように、高須地区にコミバスが通るようにルートの変更、見直しを。</p> <p>(2) 高須地区のコミュニティバスが廃止された。現在、高齢化し、運転免許返上者が多くなり、移動手段がなくなってしまった。コミュニティバスの運行の見直しをしてほしい。</p> <p>(3) 高須地域にコミュニティバスを通してほしい。 何でもいい（デマンドタクシー等） （病院通いなどでタクシーを利用している。市からいくらかの助成はあるが、相当な負担になる。高須はいいところ、役員さんも高齢者の見守りに心を砕いてもらっている。バス（交通手段の確保）以外は大満足している。例としてカスミストアの買い物バスあり。ゴミも家の前に出しておけば、取りに来てくれていて助かる。）</p>	<p>高須地区の現況につきまして、担当課（都市計画課）の方でも地域の方よりお話しを伺うなど、理解しているところであります。平成27年9月末まで当該地区にコミュニティバスが運行されていましたが、当時の利用状況を鑑み、やむなく廃止に至った経緯がございます。その頃とは状況も変わっていることと推測できることはありませんけれども、現段階ではバスを再運行する予定はありません。</p> <p>しかし、ご意見にあります現在の状況に向けられた検討は、担当課で進められています。視察を含めた他自治体の事例調査や民間事業者等との協議や連携、その他移動手段に関する調査研究などが図られており、地域の特性に見合った移動手段等の検討が今後も進められます。</p>
2	<p>イオンが完成したときには、コミバスを通してほしい。</p>	<p>イオンではシャトルバスや送迎バスを運行している事例もありますので、桑原地区にイオンが完成した際にも同様なバスの運行や新たな路線バスの運行も想定されます。</p> <p>このため、コミュニティバスに関しても、こうした交通手段との調整を図りながら検討してまいります。</p>
3	<p>コミバスについて、高齢者の免許返納を推進しているが、運行計画に改善が必要ではないか。</p>	<p>コミュニティバスは、鉄道駅や公共施設のアクセス向上と、高齢者等の交通弱者の移動支援などを目的に、平成18年に運行を開始し、これまで数回のルートダイヤ改正を行っています。</p> <p>高齢化の進行に伴い、これまで自家用車で移動できていた方々が、免許を返納して自家用車を手放すケースが増えていますので、そういった移動ニーズの変化に見合ったルートダイヤの見直しを働きかけてまいります。</p>

4	コミバスについて、民間で運行しているルートと重複する部分は不必要ではないか。	コミュニティバスは、現在7台のバスを7つのルートで運行しています。高齢化の進行などに伴い、市内各地区からバスの乗り入れやダイヤ増便の要望が市に届いていますが、財政上の理由により、バスの台数を増やすことは非常に困難な状況です。そうしたことから、今後のルートダイヤの改正においては、民間路線バスや鉄道との重複をこれまで以上に避けるなど、さらなる効率化を図り、市民の要望に対応していく必要があり、また、市の担当者もそのような認識を持っていることを確認しました。
---	--	---

7	<p>コミュニティバスの路線運行について</p> <ul style="list-style-type: none">・ハブ方式を取り入れてはどうか。現運行は分かりにくく効率も悪い。・災害時の活用を。・思い切ってコミュニティバスの運行をやめて、助成券を充実させてタクシー活用を考えたほうがよい。・乗客ゼロはもったいない。スーパーや病院等を回った方が利用者も増えるのではないか。・稲戸井駅前通過が不定期？改善を。	<ul style="list-style-type: none">・これまでコミュニティバスは数回のルート・ダイヤ改正を行ってきていますが、利用者からの「目的地まで早く到着したい」「便数を増やしてほしい」との要望を受け、現在はできるだけコンパクトなルート設定を行っています。頂いた御意見は貴重な御提案として担当課へお伝えします。・コミュニティバスは、路線バスと同じように定時・定路線の通常運行が基本となります。このため、災害時に輸送車として使用することはできませんが、東日本大震災の際には南相馬市の住民が取手市へ避難する際に、民間の貸切バスで輸送した事例もありますので、状況によっては柔軟な対応もあり得ると考えます。・ご意見は一つの手段ではあると考えます。一方で、バスは一度に大量輸送できる点や環境対策ではCO₂排出を抑える点などがメリットと考えます。 また、昨年度の利用者数（約12万人）と予算額（1億2千万円）から試算した場合、1人当たり年間1,000円のコストとなりますが、タクシー活用時における費用対効果や、自己負担の増加が課題と考えます。・コロナ禍以前のアンケート調査の結果でも、買い物に利用したいとの御要望が多くありました。そうした状況も含めて、ニーズのあるところに対応するという形で対応に努めていきます。・御指摘の件は、下水道工事のために通行止めになっていた状況かと推察いたします。こうした工事情報については、市のホームページに掲載し、バス停などにもご案内を出していますが、リアルタイムでの状況・情報確認となると難しい状況でもあります。そうした対応としては、携帯アプリのバスロケーションシステムなどをご利用いただくと、現時点でのバスの運行状況が確認できるようになっています。 工事などによる運行の変更については、広報などでも情報発信に努めるよう担当課に伝えました。
---	---	---

8	<p>桑原地区の現状について完成目標年度や現在の進捗状況が知りたい。事業の進捗状況は開発される周辺地域でも関心がある。昭和40年代後半の取手市の勢いは素晴らしかった。かつての賑わいのある街づくりを行ってほしい。</p>	<p>地元地権者で構成する「桑原地区土地区画整理準備組合」と市と事業協力者（イオンモール(株)・イオンタウン(株)共同事業体）の三者協働により、早期事業化に向けた検討が進められており、令和5年度の都市計画決定に向けて国県等との関係機関協議を進めています。完成目標年度は、現在の基本設計の中で工事期間等を検討し、事業協力者と調整した上で定めます。</p> <p>なお、桑原地区では、「新たな取手の求心力を担う活力創造拠点づくり」をコンセプトにまちづくりを目指しているところですが、具体的な施設配置については事業協力者の商業施設計画により実現されることとなります。</p> <p>市と地権者には、どこにでもある大きな商業施設を単に誘導するのではなく、「来訪した方々が1日遊び、くつろげる空間を地区全体で構成していく」という土地利用の方針があり、この方針は、事業協力者とも共有しています。</p>
9	<p>農家(地主)の負担が大きくなる、市はイオン任せではなく、もっと相互協力して開発を進めてほしい。</p>	<p>通常の土地区画整理事業では、地権者の負担として土地を減らして事業費に充てる減歩が多く発生しますが、桑原地区の場合は、事業協力者に土地を貸す場合は減歩（地権者負担）が少なくなるスキームを事業協力者から提案され、検討されています。</p> <p>市と土地区画整理準備組合、事業協力者の三者は覚書を締結し、それぞれの役割と責任を明確にして事業化検討を推進しており、その中で市は準備組合の事務局を担い、事業実現に向けて支援しています。</p> <p>今後も三者協働による取組を推進していくことを期待しています。</p>
10	<p>桑原地区の開発成功は、取手の将来に係るものだ。実現可能性は100%か。</p>	<p>桑原地区の開発事業は、市の総合計画や都市計画マスタープランに重点事業として位置付けて、強かに推進しています。</p> <p>一般的な土地区画整理事業では、将来の土地利用者が現れないことが大きな事業リスクとなっていますが、桑原地区では、事業協力者が計画の初期段階から参画していることにより、実現可能性の高い事業であると考えます。</p> <p>市からも、実現に向けて最大限努力していくといった姿勢を確認しております。</p>

11	<p>桑原地区のまちづくりについて、取手のいいところを活かすため、シティプロモーションの在り方を考えてほしい。</p>	<p>事業協力者の提案内容には、取手市の隠れた魅力を発掘し、国内外に伝える情報発信拠点となることも含まれています。これは、取手市の名産品を発掘し、桑原地区に整備される店舗だけでなく、事業協力者の国内外の店舗ネットワークで世界中にPRして取手市の認知度を高めるといものです。</p> <p>市としても、地域の情報発信拠点としてシティプロモーションに活用するものと考えています。</p>
12	<p>桑原地区のまちづくりについて、対象地域の農地は、農業振興としても考える必要があるのではないかと。</p>	<p>市全体の農業振興を図っていくことは大切なことと認識しています。</p> <p>一方で、桑原地区では営農者の高齢化が進み、後継者のいない人、継ぐ意思のない人も多い状況です。</p> <p>桑原地区の開発は、地元地権者の皆さんの開発意向が高く、「桑原地域市街化構想の実現への要望」の請願が提出され、市議会において採択された経緯もあり、市が事業化に向けて支援をしているものです。</p> <p>土地区画整理準備組合には地権者の90%以上が参加し、残りの10%の方々も桑原地区のまちづくりには賛成しており、経済的な条件が出そろってから判断するという意向を確認しているそうです。</p> <p>こういった地域の皆様の開発意向を受けて、桑原地区の開発計画は検討を進めており、今後も早期実現に向けて事業推進を図っていくものです。</p>
13	<p>紫水地区のごみ集積場では「班に1つのごみ置き場の管理」と「ごみ捨て」の2つの問題がある。浜田・上萱場地区の区画整理完了後に、住宅が増え紫水地区の自治会ができた。現在13か所あるごみ集積所の管理は、自治会に加入されている皆さん（約92%の加入率）により、定期的な清掃と管理を行っているが、自治会非会員（未加入）の方々におかれては、その協力なく使用されている。自治会非会員の方々に、ごみ集積所の運営と管理へのご理解とご協力のお願いを。</p>	<p>ごみ集積所の管理は利用者で運営管理するものとしています。</p> <p>新たに集積所を利用する場合、設置者の理解を得て行うもので、管理者の定めたルールを守ることを前提に受け入れの是非について当事者間の話し合いが必要です。</p>

14	生産緑地について、生産緑地を宅地に変更し、業者により住宅の建築が行われる際、その宅地の面積が500㎡以下の場合、ごみ集積所の設置が不要なことから、ごみ集積所に関して、近隣で既存のごみ集積所にごみが集中する等の問題が生じている。市の建築指導課や環境対策課などに相談してみたが、たらい回しにされてしまう。500㎡以下の場合でも、ごみ集積所の設置を求めて、議会での検討、条例改正を行ってほしい。	500㎡での義務づけは小規模開発の情報が得にくいいため現実的ではありません。NO13の例のように行うか、または自らの敷地に設置するように検討していただきたい。
15	道路(高須地区周辺・桜が丘)から田んぼへ空缶、ビン等いろいろなごみのポイ捨てが多く、困っているので何とかしてほしい。	廃棄物、ポイ捨てなど問題、危険箇所はパトロールの強化を求めます。
16	指定ごみ袋の価格を市内で統一化してほしい。	価格統一化は独占禁止法違反を誘発するおそれがあるので困難です。
17	コロナ対策でテイクアウト補助事業をやっているが、事業者がそのことを知らないので周知方法の工夫、徹底をしてほしい。広報にLINE登録があるので、登録すると情報が入ってくる。登録の促進をしてみたいかがか。	市ではこれまでに新型コロナウイルス感染症拡大時において、感染予防対策として出前やテイクアウト販売を実施している飲食店事業者の支援と、市民の消費喚起が図れるよう出前・テイクアウト商品応援補助事業を4期に渡って展開してまいりました。参加店舗の募集等の広報周知につきましては、商工会と連携を図りながら市広報やホームページを通じて実施してきたところです。 現在のところ、新たな出前・テイクアウト商品応援補助事業の実施予定はございませんが、御提案いただきましたLINE登録等による利用促進の取組については、今後実施する際の参考とさせていただきます。
18	広大な農地がたくさんあるので、大きな企業を誘致してほしい。	市では取手市総合計画において「積極的な企業誘致の推進」をまちづくりの基本的方向性として掲げております。企業を誘致できるスペースの創出につきましては、優良な農地を保全しつつ、市内の未利用地を有効活用できるよう、情報収集や地権者等との協議調整を進めるとともに、国道沿道等における商業や流通等の新たな産業拠点としての土地利用の転換が図れるよう、国や県の都市計画や農政部門をはじめとする関係機関と連携を図りながら、積極的な企業誘致の推進に努めてまいります。

19	<p>競輪場を大学や専門学校にして、若者が集まるような場所にしてほしい。若しくは、競輪場は広大な敷地なので、敷地を利用して何かできるようにしてほしい。</p>	<p>取手競輪場（令和4年4月から通称が「楽天Kドリームスバンク取手」となりました。）は、茨城県が所有管理する公共施設となっております。年間約300日間は、競輪の本場開催をはじめ、全国で開催会場の場外発売を実施しているところです。また、県内唯一の自転車トラック競技のスポーツ施設としての役割も果たしており、地元高校等の自転車競技の練習場所や、市民によるサイクルスポーツの大会や記録会の場として利用される等、アマチュアスポーツの普及啓発にも大きく寄与しているところです。</p> <p>ご提案いただきました大学や専門学校にする等の施設の用途変更の考えは、現時点において茨城県ではないところですが、若者を含めた多くの県民やご来場の皆様に、競輪・自転車競技の魅力や親しみを感じていただけるよう、様々な取り組みを進めております。</p> <p>例えば、施設内には「アートのみち」取手ならではの、地元アーティストによるトリックアートや壁画が描かれており、芸術鑑賞を楽しめることや、場内には様々なレストランが併設されているため、グルメも堪能することができます。その他、11月中旬には市民の交流イベントとして「サイクルアートフェスティバル」と「消防フェスタ」が同時開催されており、フリーマーケットや各種ワークショップ、グルメストリート、バンク内自転車体験、競輪選手との交流、けいりん模擬レース等、親子で楽しめるイベント内容となっております。今後も引き続き、茨城県と連携を図りながら通常の競輪事業に加え、施設の有効活用が図れるよう検討すると共に、県民の皆様に親しまれる競輪場となるよう努めてまいります。</p>
----	---	---